

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 1 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課  
課長 齋藤孝一  
労働衛生専門官 佐藤存  
(電話)018-862-6683

## メンタルヘルス対策（ストレスチェック制度）、 受動喫煙防止対策に係る実施状況について

秋田労働局(局長 松本安彦)は、メンタルヘルス対策(ストレスチェック制度)、受動喫煙防止対策に関して、本年9月に県内の労働者数50人以上の974事業場に自主点検票を送付し、11月初旬までに881事業場分の点検票を回収し、それらの実施状況について別紙のとおり取りまとめを行いました。

調査結果の概要はつぎのとおりとなっています。

### (1) メンタルヘルス対策を実施している事業場の割合は87.1%

何らかのメンタルヘルス対策を実施している事業場は、767事業場で87.1%になっている。今後取り組みの予定がある事業場、検討中の事業場を合わせると約98%の事業場が何らかの取り組みを行う予定である。

### (2) ストレスチェックを実施済みの事業場は41.3%、ただし、予定がある等の回答を合わせると97.6%

自主点検を実施した9月の時点でストレスチェックを実施済みの事業場は、364事業場で41.3%になっている。また、ストレスチェック制度が施行されて1年に近づいてきていたため、「予定がある」、「検討中」との回答を合わせると97.6%となっている。

### (3) 何らかの受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合は94.9%

何らかの受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場は836事業場で94.9%になっている。取り組んでいる内容では、全面禁煙、屋外のみ喫煙可能など建物内を禁煙にしている防止対策を合計すると56.0%となり、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の中で半数を超えている。

### (4) 男女別の喫煙率は39.7%と13.4%、全国の喫煙者率(参考)は、同29.7%と9.7% (JT「全国たばこ喫煙者率調査」)

参考までに実施した調査であり、回答があった事業場に関するみの統計であるが、全国より喫煙率が高い傾向が明らかとなった。業種別では運輸交通業が男性、女性ともに最も喫煙者の割合が高かった。

秋田労働局では、ストレスチェックを実施済みの事業場と申込み中の事業場を除く未実施事業場と自主点検に回答しなかった事業場に改めてストレスチェックの実施を勧

奨する文書を11月10日に発送し、指導済みです。

今回の調査結果により、メンタルヘルス対策の重要性は事業場に理解されてきているものと考えられます。

ストレスチェックの実施については、平成27年12月1日の制度開始以来、1年の間に実施することになっており、9月の時点で実施済みが41.3%と低調で、遅れていることは否めないが、「予定がある」、「検討中」との回答を合わせると97.6%となっており、今後も完全実施に向けて指導を継続していくこととしています。

なお、労働基準監督署に提出する「ストレスチェックの結果報告書」に関しては、ストレスチェック後の医師の面談などが終了してから報告することになっており、提出まで数か月のタイムラグがあるため、29年1月以降に改めて指導を行うこととしています。

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合は94.9%と高く、ほとんどの事業場で取り組みが行われている。受動喫煙防止を進めるため、29年1月11日に秋田テールサにおいて「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」の開催を予定しています。

男女別の喫煙率の調査は、50人以上の事業場、回答があった事業場に関するみの調査であり、調査結果は、あくまで参考として取り扱うことをお願いします。

平成 28 年 12 月 1 日

## メンタルヘルス対策（ストレスチェック制度）、 受動喫煙防止対策に係る実施状況について

秋田労働局 労働基準部 健康安全課

### 1 自主点検の実施について

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が増加している中、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者も増加傾向にあります。そのため、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっています。

また、ストレスチェック制度が実施されて1年に近づいてきているため、その実施状況の実態も調査する必要があったこと、受動喫煙防止対策の実態も調査する必要があったことから秋田労働局では、これらをまとめて県内の労働者数50人以上の全事業場に別添書式の自主点検を行ってもらい、その結果を集計しました。

なお、項目により未回答があった場合、「NA」と表示しています。

### 2 自主点検の手法等について

秋田県内の労働者数50人以上の全事業場（974事業場）に対し「メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策に係る自主点検票」を9月に郵送し、11月上旬までに881事業場分（所属労働者数は123,399人）を回収しました（回収率90.5%）。

### 3 自主点検の調査結果

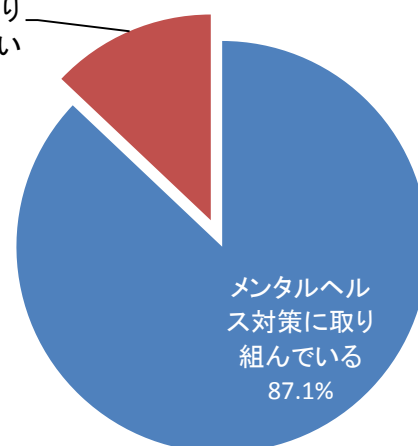
問1 メンタルヘルス対策の取組状況

	回答数	比率
メンタルヘルス対策に取り組んでいる	767	87.1%
メンタルヘルス対策に取り組んでいない	114	12.9%

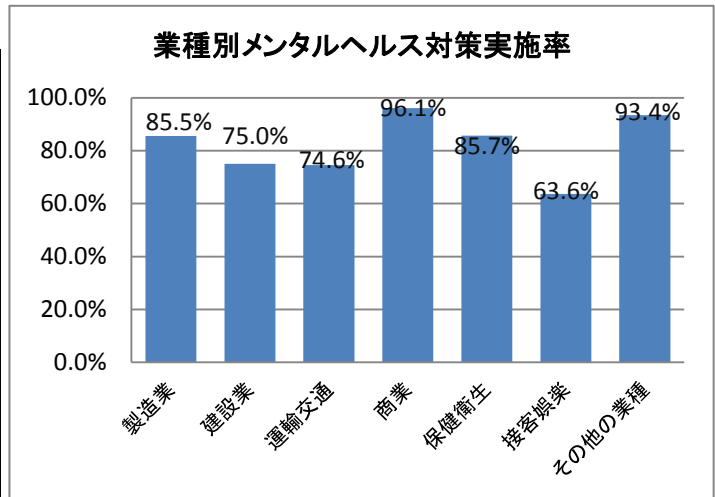
何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は87.1%、取組を行っていない事業場が12.9%となっている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。

メンタルヘルス対策に取り組んでいない  
12.9%

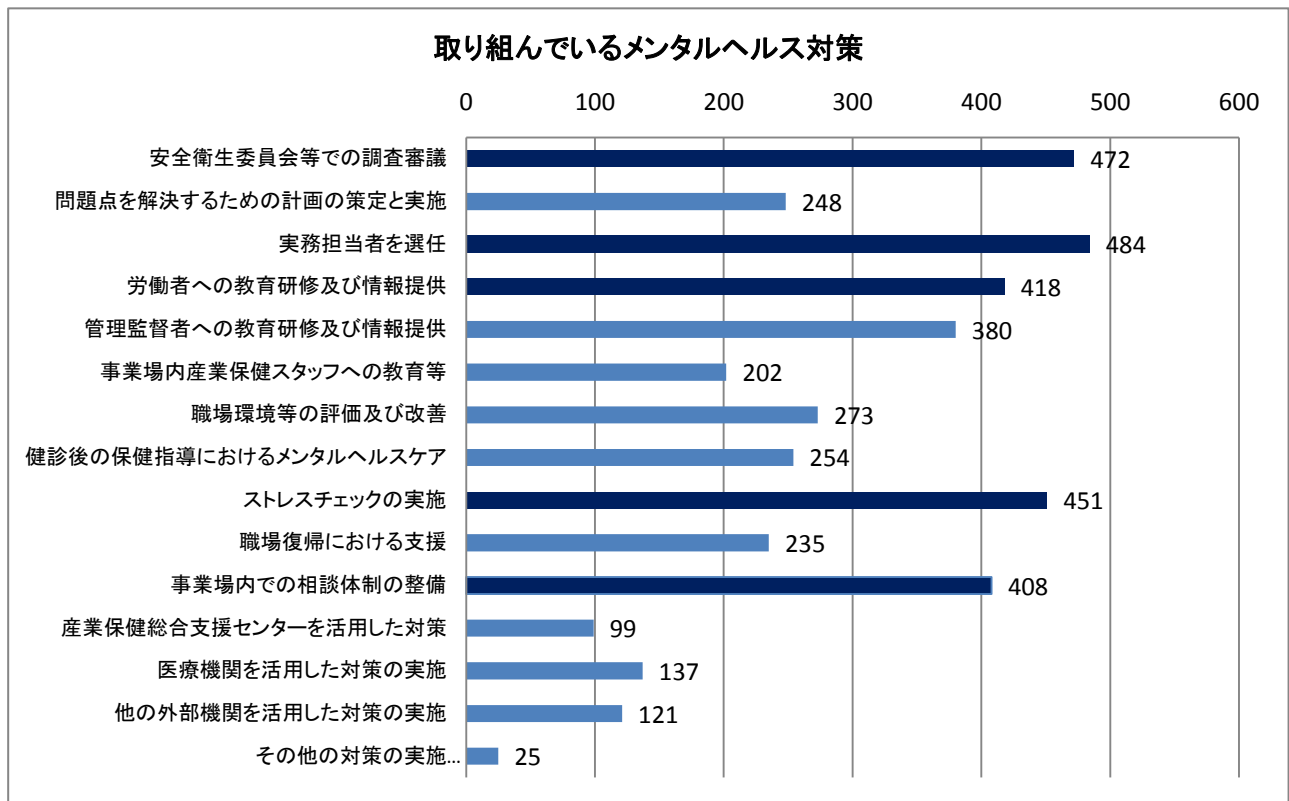


主要業種別	取組状況	
	実施	未実施
製造業	207	35
建設業	24	8
運輸交通	47	16
商業	147	6
保健衛生	186	31
接客娯楽	14	8
その他の業種	142	10
合計	767	114



建設業、運輸交通業、接客娯楽業で取組を実施していない事業場の割合が高く、商業で取組が進んでいる。

## 問2 取り組んでいるメンタルヘルス対策（複数回答） 767 事業場中

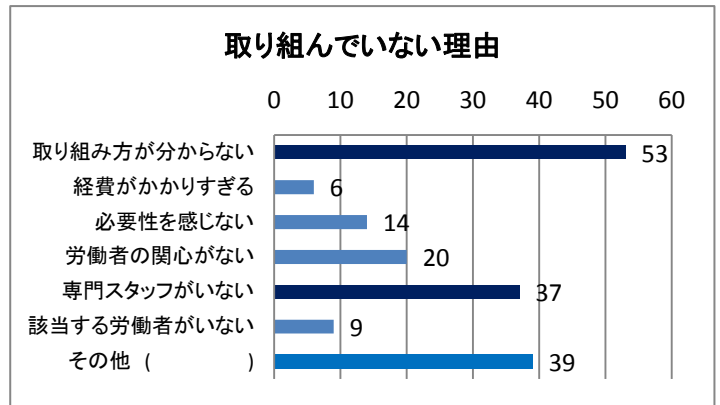


メンタルヘルス対策について、「安全衛生委員会等での調査審議を行っている。」が472、「実務を行う担当者を選任している。」が484、「労働者への教育研修及び情報提供を行っている。」が418、「ストレスチェックを行っている。」が451、「事業場内での相談体制の整備を図っている。」が408などとなっていたが、複数の取り組みを組み合わせ実施している事業場が多かった。その他の対策としては、産業医との連携に関するものが10事業場あった。

問3 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（複数回答） 114 事業場中

メンタルヘルス対策について、取り組んでいない理由として、「取り組み方が分からない」が53、「専門スタッフがいない」が37と多かった。

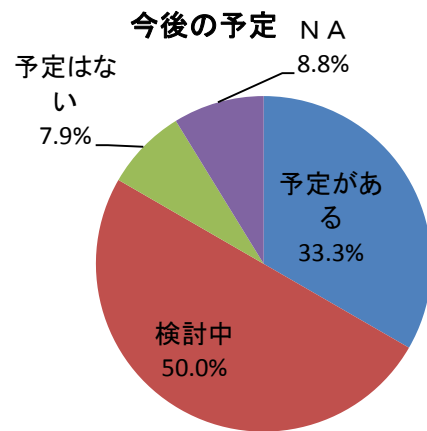
その他の回答の大半は、準備中、予定があるなどに近い表現のものであった。



問4 メンタルヘルス対策に関する今後の予定 114 事業場中

予定がある	38
検討中	57
予定はない	9
NA	10

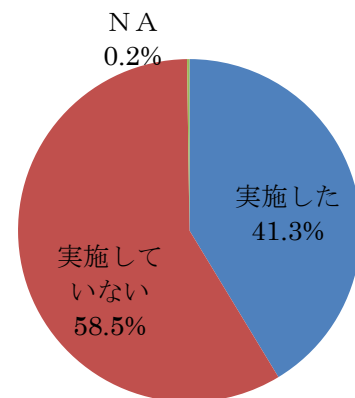
メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場中で、今後予定がある38、検討中57などと回答があり、これらを合計すると83.3%が予定等があると回答している。



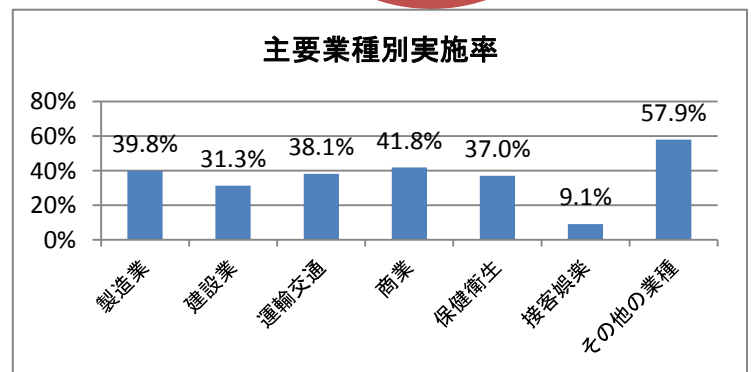
問5 ストレスチェックの実施

ストレスチェックを実施した	364
ストレスチェックを実施していない	515
NA	2

ストレスチェックの実施状況



主要業種別	実施	未実施
製造業	96	145
建設業	10	22
運輸交通	24	39
商業	64	89
保健衛生	80	136
接客娯楽	2	20
その他の業種	88	64

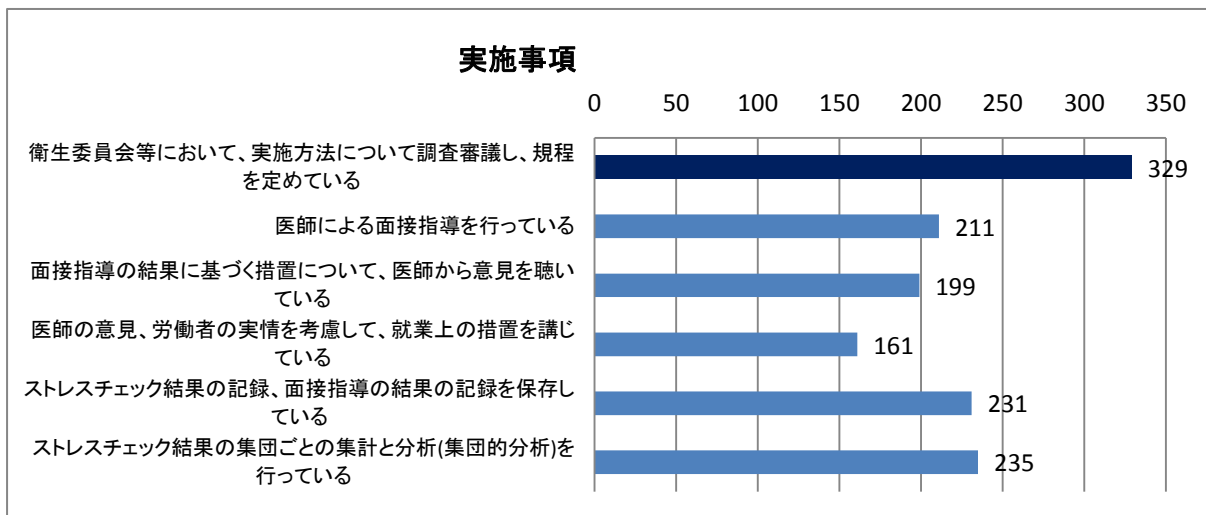


自主点検を実施した9月時点においてストレスチェックの実施状況は、41.3%であり、未実施の方が多かった。

業種別では接客娯楽業でストレスチェックの未実施の割合が高い。

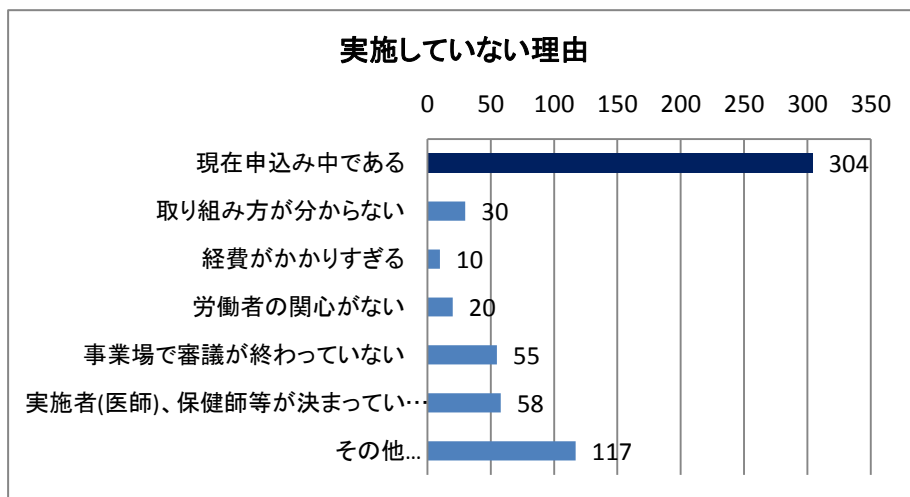
その他の業種で取組が進んでいるのは、金融業、通信業、農業協同組合などで比較的取組が進んでいるためである。

#### 問6 ストレスチェックの実施 (複数回答) 実施 364 事業場中



ストレスチェックの実施に当たって、実際に実施している事項としては、「衛生委員会等に置いて、実施方法について調査審議し、規程を定めている」とする事業場が329(90.3%)あった。

#### 問7 ストレスチェックを実施していない理由 (複数回答) 未実施 515 事業場中



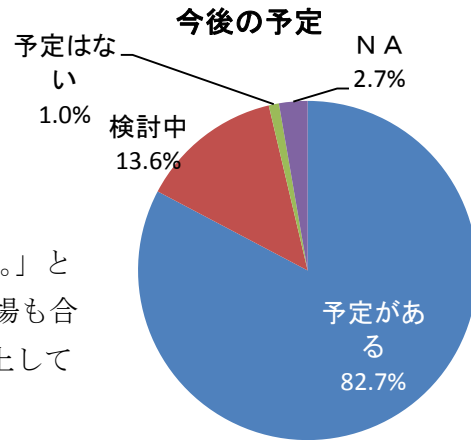
実施していない事業場の中で、「現在申込み中である」とする事業場が304と最も多く、自主点検後、実施率は、急速に向上していると考えられる。その他の理由の大半は、準備中、検討中、実施が予定されているなどに近い趣旨の回答であった。

問8 ストレスチェックに関して、今後の予定

未実施 515 事業場中

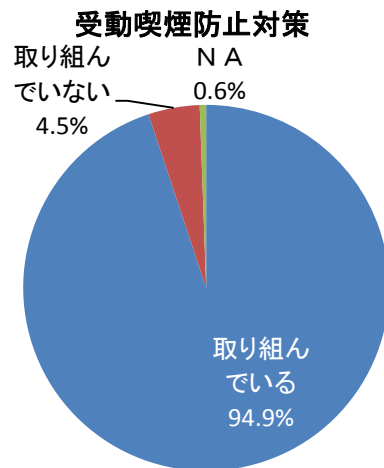
予定がある	426
検討中	70
予定はない	5
NA	14

実施していない事業場の中で、「予定がある。」とする事業場が 82.7%あり、検討中とする事業場も合わせると、自主点検後、実施率は、急速に向上していると考えられる。

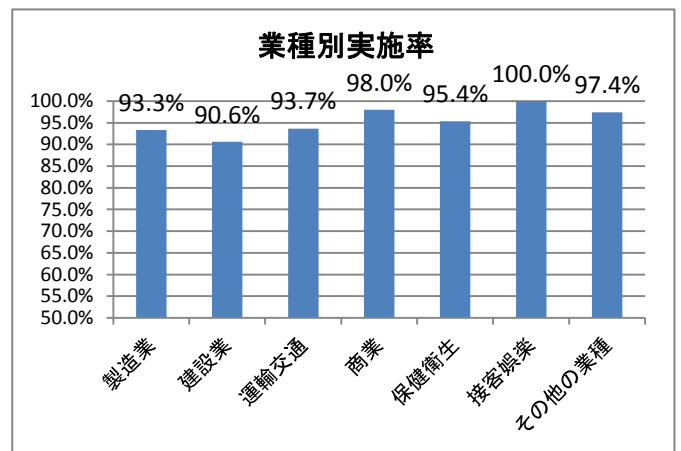


問9 受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。

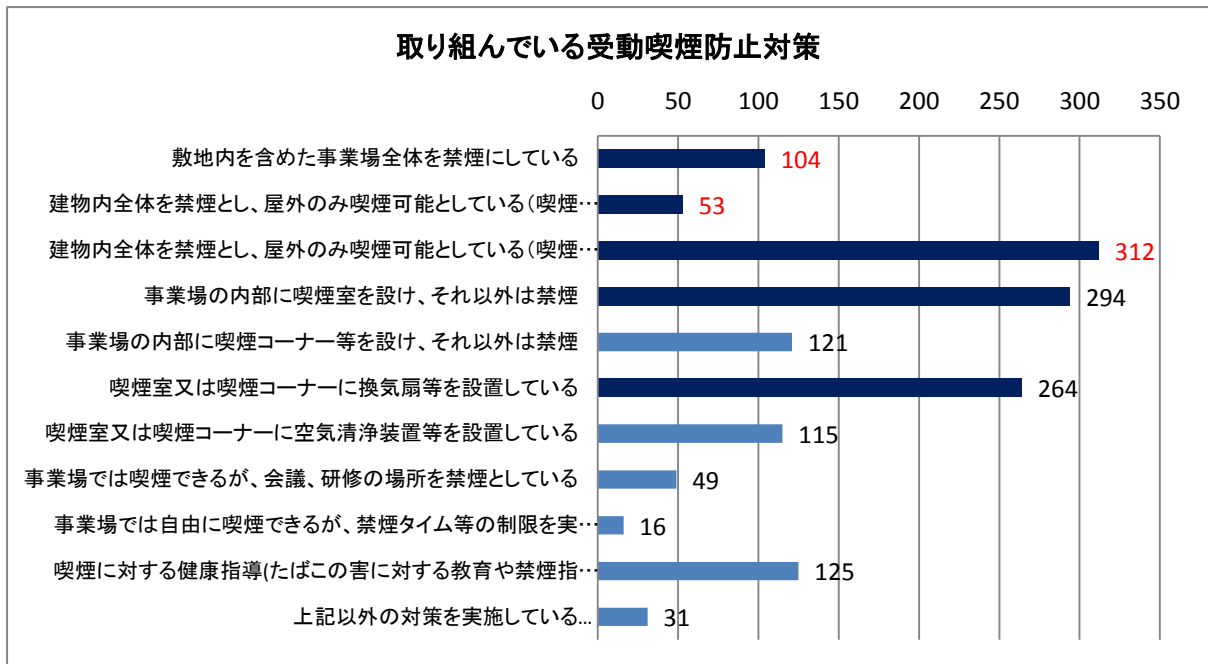
取り組んでいる	836
取り組んでいない	40
NA	5



業種別の受動喫煙防止対策の取組率に大きな違いはないが、その中では建設業が最も対策の実施率が低かった。



問 1 0 取り組んでいる受動喫煙防止対策（複数回答） 836 事業場中

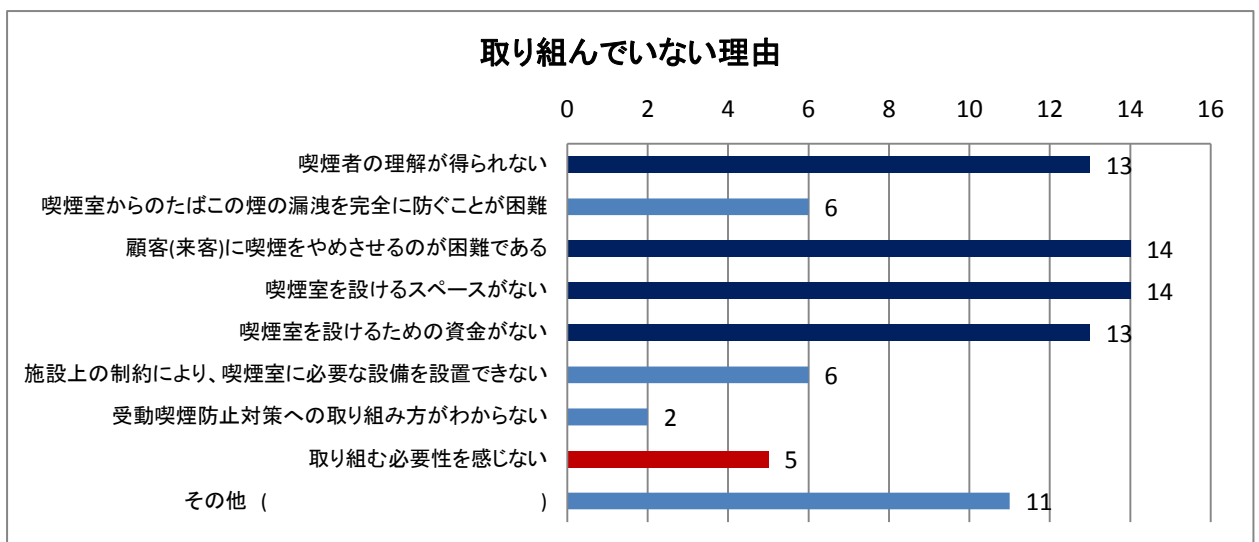


受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の中で、実施している対策が多いのは、「事務所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている（喫煙所あり）」が 312、「事業場の内部に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外は禁煙にしている」が 294、「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気する装置（換気扇）等を設置している」が 264 となっている。

また、「敷地内を含めた事業場全体を禁煙にしている」と「事務所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている（喫煙所あり+喫煙所なし）」を合計すると 469(重複回答なし、56.1%)となり、建物内を禁煙としている事業場が半数を超えていた。

上記以外の対策を実施しているという回答の中は、禁煙支援活動、禁煙への呼びかけ、業務用車両内禁煙、場所を限った禁煙など各事業場で工夫した種々の取り組みが行われていた。また、敷地内全面禁煙としたうえで、自家用車内のみ喫煙可能としているものもあった。

問 1 1 受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由（複数回答） 40 事業場中





受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由としては、「受動喫煙防止対策に対する喫煙者の理解が得られない」、「顧客(来客)に喫煙をやめさせるのが困難である」、「喫煙室を設けるスペースがない」、「喫煙室を設けるための資金がない」が主な理由となっている。

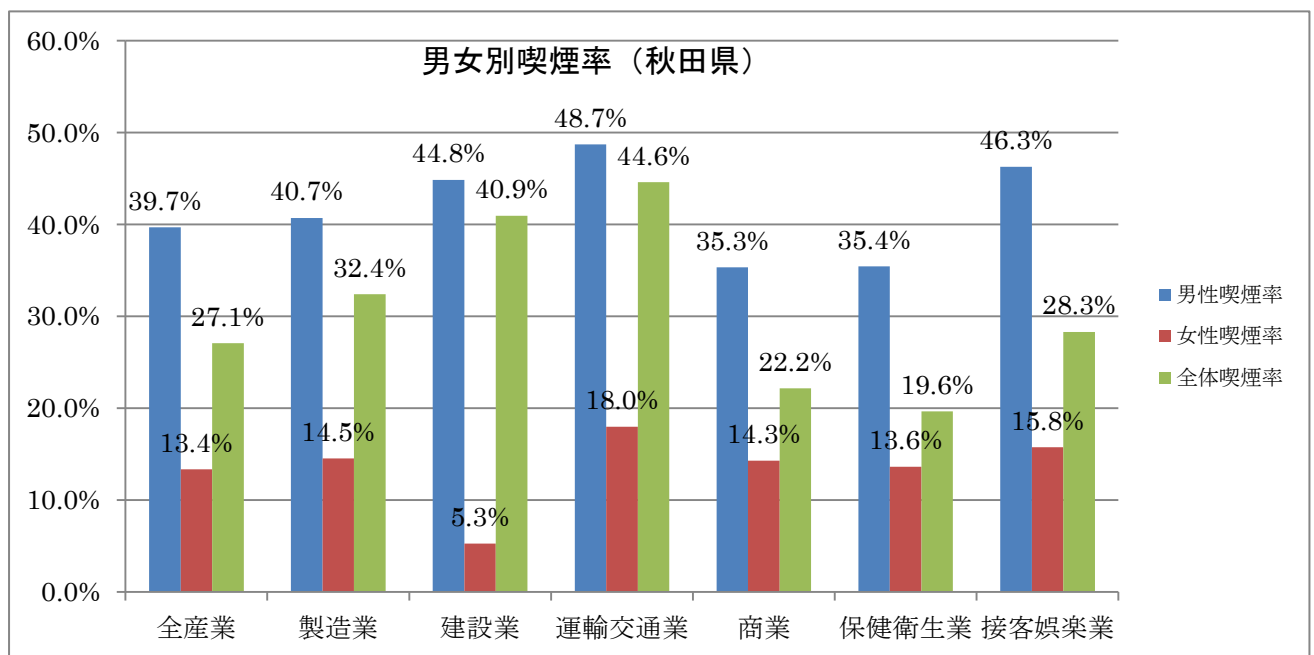
ただし、それらは、取り組んでいる事業場も含めた全事業場の中では、それぞれ約 1.5%程度の少数意見である。また、少数ではあるが「取り組む必要性を感じない。」という意見もあった。(全体の中では 0.6%)

## 参考 事業場における喫煙者数の割合

自主点検実施に当たり、事業場における喫煙者数も記入するようにしており、その結果も併せて集計した。

労働者数の把握に比べ喫煙者数をあらかじめ把握している事業場は少ないため、喫煙者数の欄を空欄で回答した事業場も多く、男女別の喫煙者数が記入されていた 638 事業場、75,690 人に限って集計した。

なお、50 人以上の事業場の統計であること、回答があった事業場の範囲内での集計であること、業種、男女別等によっては母数が少ないものもあり、あくまで参考として下さい。



全国的には、男性 30%、女性 10%を切ったというような報道もある中、秋田県においては、男性 39.7%、女性 13.4%と喫煙率が高かった。

なお、商業と、保健衛生業で比較的男性の喫煙者数の割合が低いのは女性が多い職場であることも関係していると考えられる。

## 業種別労働者数と喫煙者数

(回答状況)

	全男 (人)	全女(人)	全計(人)	喫男(人)	喫女(人)	喫計(人)
全産業	39,417	36,273	75,690	15,642	4,844	20,486
製造業	16,620	7,734	24,354	6,763	1,124	7,887
建設業	2,081	228	2,309	933	12	945
運輸交通業	4,504	690	5,194	2,193	124	2,317
商業	3,444	5,747	9,191	1,217	821	2,038
保健衛生業	5,804	15,188	20,992	2,056	2,068	4,124
接客娯楽業	726	1,041	1,767	336	164	500

FAX: 018-864-6370 秋田労働局健康安全課 行

事業場名		担当者職氏名	職名	氏名
所在地		労働者数	男 人 女 人 計 人 (うち、喫煙者数 男 人、女 人、計 人)	
事業の種類(業種)		電話番号	( ) -	

貴事業場におけるメンタルヘルス対策(ストレスチェックを含む)、受動喫煙防止対策等に関し、以下の項目にお答えください。  
該当する項目(数字)に○を付けてください。 ※その他を選んだ場合は( )にご記入ください。

【メンタルヘルス対策について】

問1 メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。

取り組んでいる	1	→ 問2 へ
取り組んでいない	2	→ 問3、問4 へ

問2 取り組んでいるメンタルヘルス対策についてお答えください。該当する項目全てに○を付けてください。

メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議を行っている	1
メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施を行っている	2
メンタルヘルス対策の実務を行う担当者を選任している	3
労働者への教育研修及び情報提供を行っている	4
管理監督者への教育研修及び情報提供を行っている	5
事業場内の産業保健スタッフへの教育及び情報提供を行っている	6
職場環境等の評価及び改善を図っている	7
健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルスケアの実施を行っている	8
労働者のストレスの状況などについての調査(ストレスチェック)を行っている	9
職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム)の策定を含むを行っている	10
事業場内での相談体制の整備を図っている	11
秋田産業保健総合支援センターを活用した対策を実施している	12
医療機関を活用した対策を実施している	13
他の外部機関を活用した対策を実施している	14
その他の対策を実施している( )	15

問3 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由は何ですか。該当する項目全てに○を付けてください。

取り組み方が分からない	1
経費がかかりすぎる	2
必要性を感じない	3
労働者の関心がない	4
専門スタッフがない	5
該当する労働者がいない	6
その他( )	7

問4 今後の取組予定はどのようになっていますか。

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

【ストレスチェックについて】 平成27年12月1日から施行されたストレスチェックについてお答えください。

問5 平成27年12月1日以降ストレスチェックを実施しましたか

実施した	1	→ 問6へ
実施していない	2	→ 問7、8へ

問6	ストレスチェックの実施にあたって、お答えください。該当する項目全てに○を付けてください。	
	衛生委員会等において、ストレスチェック制度の実施方法について調査審議し、規定を定めている	1
	医師による面接指導を行っている	2
	面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴いている	3
	医師の意見を勘案し、労働者の実情を考慮して、労働者の就業上の措置を講じている	4
	ストレスチェック結果(事業者への提出について本人の同意があったもの)の記録、面接指導の結果の記録を保存している	5
	ストレスチェック結果の集団ごとの集計と分析(集団的分析)を行っている	6

問7 ストレスチェックを実施してない理由は何ですか。該当する項目全てに○を付けてください。

現在申込み中有	1
取り組み方が分からない	2
経費がかかりすぎる	3
労働者の関心がない	4
事業場で審議が終わっていない	5
実施者(医師)、保健師等が決まっていない	6
その他 ( )	7

問8 今後の取組予定はどのようになっていますか。

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

【受動喫煙防止対策について】

事業場における受動喫煙(他の人のたばこの煙を吸わされること)防止対策について、お答えください。

問9 受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。

取り組んでいる	1	→ 問10へ
取り組んでいない	2	→ 問11へ

問10 取り組んでいる受動喫煙防止対策について、該当する項目全てに○をしてください。

敷地内を含めた事業場全体を禁煙にしている	1
事務所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている(喫煙所なし)	2
事務所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている(喫煙所あり)	3
事業場の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙にしている	4
事業場の内部に開放された喫煙場所(喫煙コーナー等)を設け、それ以外は禁煙にしている	5
喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気する装置(換気扇)等を設置している	6
喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等を設置している	7
事業場では喫煙できるが、会議、研修の場所を禁煙としている	8
事業場では自由に喫煙できるが、一定時間の制限(禁煙タイム)を実施している	9
喫煙に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施している	10
上記以外の対策を実施している ( )	11

問11 受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由は何ですか。該当する項目全てに○をしてください。

受動喫煙防止対策に対する喫煙者の理解が得られない	1
喫煙室からのたばこの煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である。	2
顧客(来客)に喫煙をやめさせるのが困難である	3
喫煙室を設けるスペースがない	4
喫煙室を設けるための資金がない	5
施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない	6
受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない	7
取り組む必要性を感じない	8
その他 ( )	9

《ご協力ありがとうございました》

平成28年9月23日(金)までに、右記の提出先までFAX(018-864-6370)または郵送で提出をお願いします。

【提出(照会)先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課  
〒010-0951  
秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎  
TEL 018-862-6683 FAX 018-864-6370